

特定非営利活動法人ADDS

最高管理責任者
理事長 熊仁美

統括管理責任者
(研究担当常任理事)
竹内弓乃

総務担当常任理事
原由子

コンプライアンス推進責任者
加藤愛理

特定非営利活動法人 ADDS の研究活動に関する申し立て窓口」の運用について

特定非営利活動法人 ADDS では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（次頁参照）の趣旨を踏まえ、従来からの取り扱いに加え、平成 28 年度から、管理部を全法人共通の研究活動に関する申し立て窓口として法人内外に公開しています。窓口利用に際しては、次頁以降に掲載している「ADDS 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」、「公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン」および「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」の各ガイドラインを必ずお読みください。なお、上記ガイドラインに則り、郵送または e-mail を通じて提出された文書による申し立てを対象としています。

- ①（郵送による場合）〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-16-14 カパラビル 5F
ADDS 事務局「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」係 宛
- ②（e-mail による場合）advanced@adds.or.jp

特定非営利活動法人 ADDS 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン

平成 28 年 9 月 23 日制定

1 制定の趣旨

本ガイドラインは、特定非営利活動法人 ADDS（以下、「ADDS」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、職員等からの研究活動における不正行為に関する申し立ての仕組みを整備し、研究活動に関する不正行為の早期発見と ADDS の自主的な規律による積極的な是正を図り、ADDS が研究活動において求められるコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

2 対象とする不正行為

本ガイドラインは、ADDS に対して申し立てられる次の行為（以下総称して、「不正行為」という。）をその対象とする。

(1) 公的資金の不正使用（以下、「研究費不正」という。）

国、地方公共団体またはその外郭団体等から ADDS に配分される公的資金（以下、「公的資金」という。）ならびに ADDS が管理する研究資金の不正な使用または処理。

(2) 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次のア) からウ) のいずれかに該当する研究活動における不正行為（以下、「研究不正」という。）

ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(3) その他

同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申し立ての対象とすることができる。

3 申し立て窓口の設置

ADDS における公的資金不正、研究不正に関する申し立て（以下、「申し立て」という。）窓口（以下、「申し立て窓口」という。）を管理部に設置し、申し立て窓口の責任者を総務担当常任理事と定める。申し立て窓口の連絡先および申し立ての方法については、適切な方法で法人内外に広く周知するものとする。

4 申し立て内容の対象範囲

申し立ての対象範囲は、次に挙げる者が、i) 不正行為を行っていること、または、ii) 不正行為

を現実に行おうとしていること、とする。

(1) ADDS の常勤の職員

(2) ADDS で行っている研究活動にかかわる ADDS の非常勤職員

(3) ADDS の職員を研究代表者とした研究における ADDS 以外の研究機関等に所属する研究分担者

5 申し立ての方法

(1) 申し立ての方法は、原則として次に掲げる事項を明らかにした申し立て書（電子的なものを含む）および証拠を周知された申し立て窓口に提出することにより行うものとする。これらを充足しないと ADDS が判断する場合には、申し立てを受理しない（すなわち後記第 1 1 項に記載する「調査」の対象ともされない）ことがある。

ア 申し立て書

(ア) 申し立て者の氏名または名称、所属、住所及び連絡先

(イ) 不正行為を行ったまたは現実に行おうとしている疑いがある者（以下、「被申し立て者」という。）の所属、職位、氏名

(ウ) 不正行為の態様および内容

イ 不正行為を裏付ける具体的証拠、調査の参考となる資料

(2) 本項(1)のイの証拠または資料はわかりやすく整理すること。例えば、証拠であれば“証拠①”、参考資料であれば“参考資料①”などのように説明番号を付し、イが複数存する場合には、証拠または参考資料ごとに通し番号を付すなどする。

(3) 本項(1)のアに不正行為の態様および内容を記載するに際しては、前記 6(1)のイの証拠または資料のどの部分がアの記載内容のどの部分の証拠または参考資料であるのかを特定して付記し、アとイ間の具体的な関係を明示するようにすること。または、上記アの記載内容がイによって裏付けられていることを個別に説明する証拠説明書または資料説明書を添付すること。

(4) 本項(1)の定めに関わらず、申し立て内容・資料が十分に合理的である場合など例外的事情があると ADDS が判断する場合には、申し立て者の氏名・連絡先等が不明な場合であっても、調査の手続きを開始することがある。

6 申し立て者の情報の扱い

申し立て者の氏名等申し立て者を特定することができる情報は、調査関係者等当該情報を知ることが必要と合理的に判断される必要最小限の者のみで厳に秘密として保持するものとし、それ以外の者への開示または漏洩がなされないよう細心の注意をもって取り扱うこととする。

なお、調査の内容によっては、被申し立て者等の調査対象者に対し、申し立て者の事前の了解を得て申し立て者の氏名を開示することがある。なお、申し立て者が開示を希望しない場合には、開示しないで調査を行うこともできるが、調査内容が制限され、十分な調査ができないことがあることを申し立て者は予め了解するものとする。

7 申し立て者の保護

ADDS は、申し立て者に対し、申し立て行為および申し立てに基づく調査への協力を理由に、人事、

給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

8 被申し立て者等の保護

申し立てへの対応及び申し立てに基づく調査行為にあたるすべての者は、被申し立て者または当該調査対象者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

9 研究コンプライアンス委員会

(1) ADDS に研究コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を置き、申し立て窓口を通して受領した申し立てについての対応処理を行うものとする。

(2) 委員会の委員は次の者から構成されるものとし、管理部がその事務を取り扱う。ただし、委員が被申し立て者である場合は、理事長が別に指名することができる。

ア 研究担当常任理事（委員会委員長とする）

イ 総務担当常任理事（委員会副委員長とする）

ウ 被申し立て者の所属する部門または機関の長

エ 内部監査室より若干名

オ ADDS に属さない者 1 名以上

カ その他委員長が必要と認めた者

(3) 委員会は、必要に応じて対応の状況について理事長に報告を行う。また、理事長の求めがあった場合にも報告を行うものとする。

(4) 委員会は、扱った内容について、ADDS における研究活動の不正行為防止や適切な研究推進体制を構築するための情報共有を目的として、個人情報などが特定できない形にした上で、ADDS における研究倫理委員会等へ情報を提供することができる。提供できる部門の範囲・内容については委員会で判断を行う。

10 申し立ての処理

申し立てがあった場合、申し立て窓口の責任者は、すみやかに委員会委員長（以下、「委員長」という）へ報告する。また委員長は、当該報告を受けた場合、すみやかに申し立て事項に係る調査（以下、「調査」という。）の手続きを開始する。調査の手続きについては委員会において別に定める。

11 申し立て者の義務

申し立て者は、以下各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、ADDS は調査を中断または終了することができる。

(1) ADDS が調査の手続きを進めるうえで必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。

(2) 調査の手続きの支障となるような行為はしないこと。

(3) ADDS 関係者または調査の手続きを行う関係者への誹謗中傷その他圧力をかける行為を行わないこと。

12 申し立て内容の処理の報告

委員長は、次の事項について、申し立て窓口を経由して申し立て者に通知する。

(1) 調査の開始または調査を行わないことの報告

(2) 調査が行われた場合の結果についての報告

(3) 申し立て者から当該申し立ての対応状況について照会があった事項で、調査の手続き及び調査活動そのもののいずれにも支障がないと判断される場合の報告

1.3 守秘義務

申し立て等の対応にあたるすべての者は、申し立て内容に関して知り得た情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。

1.4 情報提供

ADDS の職員は、不正行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、申し立て窓口当該不正行為に関する情報提供をすることにより、ADDS の当該違反不正行為の継続もしくは拡大の防止または是正、または未然の発生防止を行うことができる機会の提供に努めるものとする。

1.5 主管

申し立て窓口の運用に関する主管は管理部とする。

1.6 補則

本ガイドラインに定めるもののほか、申し立て窓口の運用に関し必要な事項は、研究担当常任理事と総務担当常任理事が協議して定めるものとする。

1.7 改廃

本ガイドラインの改廃は、総務担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附則

本ガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン

平成 28 年 9 月 23 日制定

1 趣旨

本ガイドラインは、「特定非営利活動法人 ADDS 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」（以下、「申し立てガイドライン」という。）の「2 対象とする不正行為」のうち、「公的資金の不正使用」（以下、「公的資金不正」という。）に関する調査について定める。

2 対象とする公的資金不正

本ガイドラインが対象とする公的資金不正とは、国、地方公共団体またはその外郭団体等（以下、「配分機関」という。）から ADDS に配分される公的資金において、物品の架空請求による業者への預け金、実体を伴わない旅費・謝金の請求等による不正をはじめ、法令または配分機関が定める規程等および ADDS 内規程等に違反する経費の使用または処理をいう。

3 調査

(1) 申し立てガイドラインの 10 に定める研究コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）の委員長（以下、「委員長」という。）は、次のアおよびイに定める場合において、公的資金不正調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、必要な調査を行うことができる。なお、被申し立て者の本務が ADDS 以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、調査について別途定めることができる。

ア 申し立てガイドラインの 3 に定める申し立て窓口の責任者より委員会に対して申し立ての報告があり、かつ申し立てされた公的資金不正の内容に合理性があると委員会が判断し、事務部門に指示して関係書類等の検証を行った結果、委員会において公的資金不正の可能性があると思料される場合

イ 内部監査室が行う監査ならびに配分機関や公的機関による外部監査等の結果にもとづいて、委員会において公的資金不正の可能性があると思料される場合

(2) 委員長は、申し立て（外部機関からの指摘を含む）を受け付けてから、申し立ての内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、25 日以内に理事長に報告する。理事長は、当該調査の要否を申し立てから 30 日以内に配分機関に報告するものとする。

(3) 委員会は調査を行うことを決定した場合、申し立て者および被申し立て者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

(4) 調査委員会は調査の実施に際して、次のア～ウに掲げる権限を有する。

ア 申し立て者および被申し立て者その他の関係者からの事情聴取

イ 申し立てされた公的資金不正に係る研究に関する各種資料等の物的証拠の精査

ウ その他、調査委員会が必要と判断した事項に関する調査

(5) 調査委員会は、被申し立て者の弁明の聴取も行わなければならない。

(6) 委員長は必要に応じて、調査対象となっている被申し立て者等に対し、調査対象制度の公的資金の使用停止を命ずることができる。

(7) 調査委員会は、公的資金不正の可能性の有無、可能性がある場合においてその内容、関与した者および関与の程度ならびに公的資金不正の相当額等について、調査開始後おおむね 90 日以内に調査した内容

をとりまとめるものとする。ただし、次のア～オの場合にはこの限りではない。

ア 被申し立て者や重要な関係者が長期に海外等の遠隔地に滞在している場合

イ 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合

ウ 調査開始後に申し立て者より追加の申し立て内容や資料が送付された場合

エ 調査の過程で新たに調査が必要な事実が発覚した場合

オ その他相当の理由がある場合

(8) 調査委員会は、必要に応じ、理事長または委員長に経過を報告する。また、理事長または委員長の求めがあった場合には、すみやかに経過を報告するものとする。

(9) 理事長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告することとし、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を配分機関に提出する。

(10) 申し立て者および被申し立て者その他の関係者は、事情聴取および各種資料の提出等を通じ、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。なお、協力の過程で生じる申し立て者および被申し立て者本人の交通費、通信費、複写代等の経費は原則として各自が負担する。

(11) 事情聴取は **ADDS** が指定する場所で行う。

(12) 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。

(13) 調査を行わない場合、委員会はその旨を理由とともに申し立て者に通知する。ただし、申し立て者の氏名・連絡先等が明らかでない場合は通知をしないものとする。

4 調査委員会

(1) 調査委員会は、次のア～オの者（以下、「調査委員会委員」という。）をもって構成する。

ア 理事長が指名する者（以下、「調査委員会委員長」という）

イ 委員会委員

ウ 被申し立て者が所属する部門または機関の職員 若干名

エ **ADDS** および申し立て者、被申し立て者と直接の利害関係を有しない者 1 名以上

オ その他、調査委員会委員長が必要と認めた者

(2) 調査委員会の副委員長は、4(1)イに掲げる者のうち、調査委員会委員長が指名した者をもってこれに充てる。

(3) 4(1)ウに掲げる者については、被申し立て者が所属する部門の長の推薦に基づき充てるものとする。なお、被申し立て者の本務が **ADDS** 以外の機関等である場合は、当該機関等との協議の上、4(1)ウの者については別に定めることができる。

5 認定

(1) 委員会は、調査委員会の報告をもとに最終的な認定を行い、理事長へ報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、通知や協力の要請または協議を行った機関等（以下、「関係諸機関」という。）に通知の上、次のア～オに掲げる事項について理事長への助言等を行うものとする。報告の内容が不十分と考え

られる場合には、調査委員会に追加の調査を求めることができる。

ア 公的資金の使用停止・返還措置等に関する事項

イ 配分機関等との対応策に関する事項

ウ 研究活動の停止措置等に関する事項

エ 被申し立て者の懲戒事由等に関する事項

オ その他、公的資金不正を阻止するために必要であると判断される措置に関する事項

(2) 公的資金不正が行われたと認定された場合、被申し立て者は、認定の通知着後 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査を行う場合には、その旨を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。

(3) 再調査を行う場合、委員会は再度調査委員会に調査を求めることができる。このとき、公正性などに問題があると思われる場合は、調査委員会の委員を変更することができる。

(4) 再調査は、おおむね 30 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。

(5) 委員会は、調査委員会の報告をもとに、再調査結果に関する認定を行い、理事長に報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。

(6) 公的資金不正が行われたと認定された場合には、委員会は委員会の判断または関係諸機関と協議の上、理事長に調査結果の公表について助言することができる。

(7) 委員会は、調査委員会が公的資金不正は存在しないと認定した場合には、調査の対象とした者の名誉回復および研究活動の遅延等回復のために、必要かつ十分な対応措置を講じなければならない。

6 配分機関への報告および調査への協力等

理事長は、申し立て（外部機関からの指摘を含む）の受け付けから 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該案件に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じることとする。

7 守秘義務

委員および調査委員会委員は、本ガイドラインに基づく公的資金不正に係る調査等を通じて知り得た情報等を他に漏洩してはならない。

8 申し立て者及び調査協力者の保護

(1) 不正行為に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

(2) 申し立て者への連絡は、原則として申し立て窓口を介して行う。

9 裁判所、行政庁との関係

申し立て内容に関連して、申し立て者、被申し立て者、ADDS またはその他の利害関係を有する第三者

によって、裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的な手続きが既に開始されている場合、または申し立て後開始された場合には、調査委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

10 事務局

調査委員会の事務は、管理部が内部監査室等と連携してこれを行う。

11 補則

本ガイドラインの定めるもののほか、公的資金不正の可能性のある場合の調査の手続き等に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

12 改廃

本ガイドラインの改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附則

本ガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン

平成 28 年 9 月 23 日制定

1 趣旨

本ガイドラインは、「ADDS 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」(以下、「申し立てガイドライン」という。)の「2. 対象とする不正行為」における調査の手続きのうち、研究活動における不正行為(以下、「研究不正」という。)に関する調査について定めるものとする。

2 対象とする不正行為

(1) 本ガイドラインは、研究不正で、次のようなものを対象とする。

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

(2) 同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申し立ての対象とすることができる。

3 予備調査

申し立て窓口責任者より、研究コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)へ申し立ての報告があった場合で、委員会が、その内容に関して合理性もしくは調査可能性を有しない申し立てとはただちに判断できない場合、予備調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、ADDS 以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、予備調査について別途定めることができる。

(1) 予備調査においては、申し立てされた行為が行われた可能性、申し立ての際提示された理由・資料の論理性、申し立てされた研究の公表から申し立てまでの期間が、生データ、実験・観察ノートなど研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被申し立て者の所属する部門(以下、「部門」という。)が定める保存期間を超えるか否かなど、申し立て内容に関して申し立てガイドライン及び本ガイドラインの趣旨から調査を開始することの合理性、調査可能性等についての判断を行う。

(2) 委員会委員長(以下、「委員長」という。)は、被申し立て者の所属する部門長(以下、「部門長」という。)へ依頼し、部門に予備調査委員会を設置させ、予備調査にあたらせることができる。予備調査委員会は、結果を部門長へ報告し、部門長より委員長へ報告する。委員会において、委員会のみで判断できるとした場合は、予備調査委員会を設置せずに委員会のみで予備調査の結論を出すことができる。

(3) 予備調査に基づき、申し立ての内容が調査可能であり、調査すべきと委員会が判断した場合、本調査を行う。

(4) 予備調査の結論は、予備調査開始後おおむね 30 日以内に出すことを目安とする。ただし、次のア～ウの場合にはこの限りでない。

ア 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合

イ 判断に必要な資料が不足しており、申し立て者等に追加資料等を求める必要がある場合

ウ その他相当の理由がある場合

なお、最初の申し立て後、追加の申し立て内容や資料が送付された場合、最終送付日をもって申し立てがなされた日とする。

(5) 本調査を行わない場合、委員会はその旨を理由とともに申し立て者に通知する。ただし、申し立て者の氏名・連絡先等が明らかでない場合は通知をしないものとし、以下において、申し立て者に通知をすることをする場合も同様とする。

(6) 申し立てされた内容が、同一の申し立て者によって過去すでに部門へ申し立てされており、調査または調査をしないとした旨の記録が部門にあり、対応が適切であったと委員会が判断する場合は、本調査を行わないものとするができる。

(7) 申し立てされた内容が、過去において、予備調査または本調査が行われた内容と i) 同一の場合、ii) 同一とはいえない場合であっても申し立ての原因となっている根拠もしくは基礎事実が共通もしくは同様と考えられる場合、または、iii) i) 及び ii) 以外でも当該調査が過去における調査の実質的繰り返しになると考えられる場合には、本調査を行わないものとするができる。

4 本調査

委員長は、委員会が本調査を行うと判断した場合は、本調査委員会を設置して本調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、ADDS 以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、本調査について別途定めることができる。

(1) 委員会は本調査を行うことを決定した場合、申し立て者および被申し立て者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。委員長は、本調査の実施が決定したときは、当該事案にかかる研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(2) 本調査は、実施の決定後、おおむね 30 日以内に開始されるように努める。

(3) 本調査委員会は、委員長が部門長に依頼し、部門において設置するものとする。ただし、委員は部門以外に協力を求めることができる。

(4) 本調査委員会委員には、ADDS に属さない外部の有識者を半数以上含めなくてはならない。また、申し立て者・被申し立て者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究の成果に基づく特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者で構成するものとする。

(5) 本調査委員会委員の氏名・所属については、申し立て者・被申し立て者に示すものとする。これに対し、申し立て者・被申し立て者は通知着後 10 日以内に異議申し立てをすることができる。異議申し立てについては、委員会はその内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、部門長に依頼して委員の交代を行い、その旨を申し立て者・被申し立て者に通知する。

(6) 本調査は次のように行うものとする。

ア 本調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者への事情聴取、被申し立て者への再実験の要請、その他調査に必要な合理的な事項を行うことができる。

イ 被申し立て者の弁明の聴取も行わなければならない。

ウ 被申し立て者が本調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。その期間は、4(7)に定める期間に含めない。なお、被申し立て者より同一の内容が繰り返し行われた場合、本調査委員会は必要性を判断するものとする。

エ 申し立て者および被申し立て者など関係者は調査に誠実に協力しなければならない。なお、協力の過程で生じる申し立て者および被申し立て者本人の交通費、通信費、複写代等の経費は原則として各自が負担する。

オ 被申し立て者が ADDS 以外の機関等にも所属している場合は、当該機関等に協力を要請することができる。

カ 本調査委員会は、部門長の許可を得た上で、申し立てに係る研究の調査に関して、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合または関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、証拠となるような資料等の保全、調査事項に関連する場所の一時閉鎖等の措置を行うことができる。この措置は、必要最小限の範囲および期間にとどめるものとする。なお、被申し立て者は、この措置に影響しない範囲内であれば、研究活動を制限されない。

キ 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

ク 申し立てに係る研究が、ADDS 以外の機関等となんらかの関係を持つ場合、当該機関等と調査に関する協議を行うことができる。

ケ 本調査委員会は、必要に応じて部門長または委員長へ報告を行う。また、部門長または委員長の求めがあった場合には、すみやかに経過を報告しなければならない。

コ 本調査委員会は、調査にあたり、申し立てに係る研究の研究費支出を停止させることが望ましいと思われる場合は、部門長を通じて委員長へ報告するものとする。委員長は理事長に措置の可能性について報告する。

サ 申し立て者および被申し立て者など関係者に対する事情聴取は ADDS が指定する場所で行う。

シ 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。

(7) 本調査委員会は、調査の開始後、おおむね 150 日以内に調査した内容をまとめるものとする。ただし、次のア～オの場合にはこの限りでない。

ア 被申し立て者や重要な関係者が長期に海外等の遠隔地に滞在している場合

イ 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合

ウ 本調査開始後に申し立て者より追加の申し立て内容や資料が送付された場合

エ 調査の過程で新たに調査が必要な事実が発覚した場合

オ その他相当の理由がある場合

(8) 本調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正と認められる行為があった場合はその内容、関与

者、関与の度合いなどを認定する。

(9) 不正行為が行われなかったと認定される場合で、申し立てが悪意に基づくものであると認められる場合は、本調査委員会はその旨の報告を行う。この認定を行うにあたっては、申し立て者に弁明の機会を与えなければならない。

(10) 本調査委員会は、部門長に調査の結果を報告し、部門長は委員長へ報告する。委員長は、当該事案にかかる資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

5 認定

(1) 本調査委員会の報告をもとに、委員会において最終的な認定を行い、理事長へ報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、通知や協力の要請または協議を行った機関等（以下、「関係諸機関」という。）に通知する。報告の内容が不十分と考えられる場合には、本調査委員会に追加の調査を求めることができる。

(2) 不正行為が行われたと認定された場合、委員会は、被申し立て者の研究費の使用停止や懲戒など、措置の可能性について、理事長へ報告をする。

(3) 不正行為と認定された場合、被申し立て者は、認定の通知着後 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査または却下の決定を行う。いずれの結果であっても、不服申し立てがあった事実、却下または再調査開始決定の旨を申し立て者、被申し立て者、当該事案にかかる資金配分機関及び関係省庁に通知するものとする。

(4) 再調査を行う場合、委員会は再度本調査委員会に調査を求めることができる。このとき、公正性などに問題があると思われる場合は、本調査委員会の委員を変更することができる。

(5) 再調査は、おおむね 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。

(6) 委員会は、本調査委員会の報告をもとに、再調査結果に関する認定を行い、理事長に報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、当該事案にかかる資金配分機関及び関係省庁に通知するものとする。

(7) 不正行為が行われたと認定された場合には、委員会は、委員会の判断または関係諸機関との協議の上、理事長に調査結果の公表について助言することができる。

(8) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、理事長に報告をする。

(9) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合は、申し立て者、申し立て者の所属機関等に通知し、理事長に公表について助言することができる。

(10) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、申し立て者は通知着後 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。この場合の再調査については、前記 5(3)～(6) に準じて行う。この場合、「不正行為」を「悪意に基づく申し立て」、「被申し立て者」を「申し立て者」と読み替えるものとする。

(11) 委員会は、関係諸機関との対応にあたり、調査の対象となった研究に関連する研究費の受入窓口部門と協働で行うことができる。

6. 公表

(1)理事長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

(2)前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、NPO 法人 ADDS が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(3)前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

(4)研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(5)前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(6)理事長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

7 守秘義務

調査に関わった者は、当該調査において知り得た個人情報・機密情報に対し、守秘義務を負う。ただし、調査時に既に公知の情報または調査後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報ならびに、第三者が容易に得られる情報をのぞく。

8 申し立て者及び調査協力者の保護

(1) 不正行為に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

(2) 申し立て者への連絡は、原則として申し立て窓口を介して行う。

9 裁判所、行政庁との関係

申し立て内容に関連して、申し立て者、被申し立て者、ADDS またはその他の利害関係を有する第三者によって裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的な手続きが既に開始されている場合、または申し立て後開始された場合には、予備調査および本調査委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

10 事務局

部門において設置される予備調査委員会ならびに本調査委員会の事務局は、部門の所属する機関の事務局長が定めるものとし、委員会事務局と連携をとって事務にあたるものとする。

11 補則

このガイドラインに定めるもののほか、研究活動における不正行為調査の運用に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

12 改廃

このガイドラインの改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附則

本ガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

公的資金の運営・管理体制に関する規則

平成 28 年 9 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、国、地方公共団体またはその外郭団体等から ADDS（以下、「ADDS」という。）に交付される公的資金（以下、「公的資金」という。）に関する ADDS の運営・管理体制について定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

第 2 条 ① ADDS は、公的資金の運営・管理について ADDS 全体を統括する最高管理責任者を置き、理事長をこれに充てる。

② 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために、必要な予算や人員配置等の措置を講じる。また、以下に規定する統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が、責任をもって公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第 3 条 ① ADDS は、最高管理責任者を補佐し、公的資金の運営・管理について ADDS 全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、研究担当常任理事をこれに充てる。

② 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、ADDS 全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第 4 条 ① ADDS は、部門における公的資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、常任理事をこれに充てる。

② 以下の場合、次の者をコンプライアンス推進責任者とする。

ADDS において、日本学術振興会特別研究員等 ADDS が雇用しない者が研究に従事する場合は、当該研究員が担当する研究部門の長をこれに充てる。

③ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部門等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、不正防止を図るため、部門等において、公的資金の運営・管理に関わるすべての職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況および理解度について把握するとともに、誓約書を徴取する。さらに、職員等が適切に公的資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第 5 条 ① ADDS における公的資金の運営・管理に関する事項について審議するため、統括管理責任者の下に、研究活動に関するコンプライアンス検討委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次の者をもって構成する。

- 1 統括管理責任者（委員長）
- 2 総務担当常任理事
- 3 ADDS 常任理事
- 4 その他、委員会が必要と認めた者

③ 委員会は、公的資金の不正使用防止を目的として、不正発生要因の把握、改善策の検討、不正防止計画の策定等、不正防止に向けた施策・計画の企画・立案推進等を行う。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、管理部が行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、統括管理責任者の発議に基づき、委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

公的資金の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する規則

平成 28 年 9 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(文部科学省：平成 26 年 2 月 18 日改正)において、機関に実施を要請する事項として規定されているもののうち、コンプライアンス教育および誓約書に関して定めることを目的とする。

(コンプライアンス教育)

第 2 条 ① 国、地方公共団体またはその外郭団体等(以下、「配分機関」という。)から ADDS(以下、「ADDS」という。)に交付される公的資金(以下、「公的資金」という。)の運営・管理に関わるすべての職員等は、公的資金の適切な運営・管理のために、不正防止対策の一環として ADDS が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。

② コンプライアンス教育の対象となる職員等の範囲は、以下のとおりとする。

1 ADDS に所属する職員

ア 常勤職員

イ 非常勤職員のうち、公的資金の運営・管理に関わる者

ウ ADDS が直接雇用していない研究者等のうち、公的資金の運営・管理に関わり、かつ他の機関に所属していない者

2 ADDS 以外の機関に所属する者

ア 公的資金の運営・管理に関わる研究者

イ 公的資金で雇用されている職員

なお、上記ア～イのうち、派遣職員については、原則として対象外とする。

(誓約書)

第 3 条 ①公的資金の運営・管理に関わるすべての職員等は、コンプライアンス教育受講の機会等に、次の事項を含む誓約書を、提出しなければならない。

1 ADDS および配分機関の規則等を遵守すること

2 不正を行わないこと

3 規則等に違反して不正を行った場合、ADDS や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

② 誓約書提出の対象となる職員等の範囲は、前条第 2 項に拠る。

(事務)

第 4 条 この規則に係る事務は、管理部が主管する。

(細則の改廃)

第 5 条 この規則の改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、研究活動に関するコンプライアンス検討委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

誓約書
ADDS 理事長 殿

ADDS において公的資金を使用して教育研究活動に従事するにあたり、公的資金が国民の税金を原資としていることを理解した上で、ADDS 研究倫理要綱に則り、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 ADDS 及び配分機関の規則等を遵守すること
 - 2 不正を行わないこと
 - 3 規則等に違反して不正を行った場合、ADDS や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 以上

平成 年 月 日

所属

職員番号

氏名

(自 署)

公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則

平成 28 年 9 月 23 日制定

(目的)

第1条 この規則は、「ADDS 研究活動に関する申し立て窓口ならびに調査手続き等ガイドライン」(平成 28 年 9 月 23 日制定) 第 10 条に定める研究コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)が、国、地方公共団体またはその外郭団体等(以下、「配分機関」という。)から ADDS(以下、「ADDS」という。)に交付される公的資金(以下、「公的資金」という。)の不正使用をなした者に対する調査の結果、賞罰規程(就)(昭和 27 年 3 月 31 日制定)に定める懲戒処分が適当であると判断した場合に、その処分案を法人長に上申するに際しての基準を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規則によりその処分案を理事長に上申する懲戒処分の対象者は、次の各号の一に該当する行為をなした者とする。

- 1 物品の架空請求等により業者への預け金による不正をなした者、およびそれについての管理監督に適正を欠いた者
- 2 実体を伴わない旅費・謝金の請求等による不正をなした者、およびそれについての管理監督に適正を欠いた者
- 3 その他法令または配分機関が定める規程等および ADDS 内規程等に違反する経費の使用または処理をなした者、およびそれについての管理監督に適正を欠いた者

(懲戒処分の適用)

- 第3条 ① 前条第1号から第3号に定める不正をなした者に対する懲戒処分案は、不正の程度、悪質性に応じて、譴責、減俸、停職、諭旨退職、懲戒解雇のいずれかとする。
- ② 前条第1号から第3号に定める管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分案は、不正の程度、悪質性に応じて、譴責、減俸、停職、諭旨退職、懲戒解雇のいずれかとする。
- ③ 前二項の規定にかかわらず、自らの過去の不正について委員会に自己申告した者および情状酌量の余地があると認められる者については、懲戒処分案を軽減することがある。

(法的措置)

第4条 委員会は、特に悪質で犯罪に該当すると判断される事案に対しては、刑事告発、民事訴訟等の法的措置をとることを理事長に上申する。

(公表)

第5条 委員会は、懲戒処分を上申される者およびその事案については、ADDS 内外に速やかに公表することを理事長に上申する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名および所属、不正の内容、ADDS が公表時までに行った措置の内容、委員会および「公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン」(平成 28 年 10 月 1 日制定) 第3条に定める公的資金不正調査委員会委員の氏名および所属、調査の方法および手順を含むものとする。

(事務)

第6条 この規則に係る事務は、管理部が主管する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、管理部長と人事担当責任者による協議の後、常任理事会の議を経て理事長が

決定する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

研究活動における不正行為の防止体制に関する規則

平成 28 年 9 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、ADDS（以下、「ADDS」という。）における研究活動上の不正行為の防止体制について定めることを目的とする。

(対象とする不正行為)

第 2 条 この規則が対象とする研究活動上の不正行為は、「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」（平成 28 年 9 月 23 日制定）の「2. 対象とする不正行為」に定めるところによる。

(研究者等の定義および責務)

第 3 条 ① この規則において、「研究者等」とは、ADDS に雇用されて研究活動に従事している者、および ADDS の施設や設備を利用して研究活動を行う者をいう。

② 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為やその他の不適切な行為の防止に努めなければならない。

③ 研究者等は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

④ 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、具体的な保存期間および管理方法については、別に定める。

(最高管理責任者)

第 4 条 ADDS は、研究倫理の向上および不正行為の防止等について ADDS 全体を統括する最高管理責任者を置き、理事長をこれに充てる。

(統括管理責任者)

第 5 条 ① ADDS は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上および不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、研究担当常任理事をこれに充てる。

② 統括管理責任者は、次の各号に掲げる事項を所管する。

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

2 ADDS における一定期間の研究データの保存・開示

(研究倫理教育責任者)

第 6 条 ① ADDS は、部門における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、常任理事をこれに充てる。

② 以下の場合には、次の者を研究倫理教育責任者とする。

ADDS において、日本学術振興会特別研究員ほか ADDS の施設や設備を利用して研究活動を行う者で ADDS が雇用しない者が研究に従事する場合は、当該研究員等が担当する研究部門の長をこれに充てる。

③ 研究倫理教育責任者は、当該部門に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する研修および教育を、定期的に行わなければならない。

(事務)

第7条 この規則に係る事務は、管理部が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

研究資料等の保存に関するガイドライン

平成 28 年 9 月 23 日制定

1 本ガイドラインは、「研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」(平成 28 年 10 月 1 日制定)の「第 3 条 研究者等の定義および責務」のうち、保存を義務付ける対象、保存期間、保存方法に関して定めるものとする。

2 調査・実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を研究ノートなどの形で記録に残すことが強く推奨される。研究ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の変更を許さない形で作成しなければならない。研究ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

3 研究成果発表(論文等)のもととなった研究資料(文書、数値データ、画像など)で、論文等の信頼性を担保するためのものは、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用/参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性/追跡可能性の担保に留意すべきである。

4 資料(文書、数値データ、画像など)の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

5 試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、当該論文等の発表後 5 年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(例:不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、保存に多大なコストがかかるもの(例:生物系試料)についてはこの限りではない。

6 研究主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、(ア)バックアップをとって保管する、ないしは、(イ)所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。研究主宰者の転出や移動に際して、研究倫理教育責任者である学部長等は、これに準じた措置を講ずる。

7 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

8 このガイドラインの改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、理事長が決定する。

附則

このガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。